

# 令和3年度事業計画

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会

## 研修啓発事業（継1）

- (1) 取引の安全並びに宅地建物取引にかかる者の資質向上と消費者保護に努めるため、宅地建物取引業者及び従業者、消費者を対象に(公社)全国宅地建物取引業保証協会熊本本部と共催で最新の法令改正や取引において必要な専門的知識を習得するため研修会を実施する。
- (2) (一財)不動産適正取引推進機構の協力機関として、試験会場の確保・受験申込書の配布及び受付・当日の運営・試験の監督等、熊本県における試験窓口業務や運営業務を行う。
- (3) 宅地建物取引士証の交付及び更新を受けようとする者に対し、宅地建物取引業法第22条の2に定める県知事が指定する「宅地建物取引士法定講習会」を実施し、公正な宅地建物取引の人材育成に努める。
- (4) 不動産取引に係わる消費者からの一般相談に対し、法令等に基づき適正・迅速な指導・助言を行い、トラブルの未然防止及び早期解決に努める。また相談員の資質向上と共通認識の徹底を図るため、法令改正や取引事例に関する相談員研修会を実施する。
- (5) 行政等が主催する「不動産相談会」へ相談員を派遣し、一般消費者からの相談に対応する。
- (6) 安心安全な不動産取引の推進に寄与することを目的として、広報誌「宅建くまもと」を発行し、関係団体及び金融機関・図書館などに配布し情報を発信する。

## 地域活性化事業（継2）

- (1) 消費者向講演会を開催し、当協会事業の社会的役割・活動等の周知を図る。
- (2) 会員の資質向上と消費者保護を目的とし社会情勢に応じた不動産に関するセミナーを開催する。
- (3) 業界の資質向上と宅地建物取引の適正な取引推進のため、広告代理店や消費者等を対象に不動産公正競争規約研修会を開催し、規約違反の未然防止に努める。
- (4) 地域社会における安心安全なまちづくりを推進するため、清掃活動等地域社会に根付いた社会貢献活動を継続する。また子供への被害を防止することを目的に、「こども110番の店」の加入を促進する。
- (5) 養護施設等の卒業予定の学生に対し、「はじめての一人暮らしガイドブック」を活用した一人暮らしの知識やマナー等を解説するセミナーを実施する。

## 情報提供事業（継3）

- (1) 法令改正情報や不動産関連の最新情報を掲載した広報誌「宅建くまもと」をホームページに掲載し、いつでも閲覧ができるよう広く発信する。
- (2) 不動産取引の公正と取引の推進を図るため、ホームページに関係団体や官公庁からの連絡事項や宅地建物取引士法定講習会、宅地建物取引士資格試験実施情報等をリアルタイムに発信する。
- (3) 消費者に安心安全な不動産情報を提供するため、物件サイト「41-23.com」への物件登録の周知並びに登録方法等に関する情報を提供し、安全性の向上を図る。

- (4) 安心安全な不動産取引を実現するため、さまざまな活動に積極的に取り組み、安心して信頼できるハトマークであることをホームページ・WEB広告等でPRを行い認知度向上に努める。

#### その他事業

- (1) 新規入会者及び代表者・取引士を対象に、専門家としての資質を身に付けるため不動産取引実務の経験豊富な当会役員が講師となり研修会を実施する。
- (2) 新規入会者や消費者に対し、不動産取引実務の基礎知識を目的とした通信講座「不動産キャリアパーソン」受講案内を促進する。
- (3) 不動産開業予定者や興味がある方を対象に「不動産開業支援セミナー」を開催し、宅建協会等の取り組みや体験談を説明し積極的な新入会員の加入促進に努めるとともに入会事務処理を適正かつ迅速に行う。
- (4) (一社)賃貸不動産経営管理士協議会からの委託業務である賃貸不動産経営管理士講習会を、同協議会と緊密な連携を図り、業務を適正に実施する。地域の空き家等の利活用に取り組む地方公共団体と連携し、空き家流通の促進に努める。
- (5) 情勢の変化に対応し、定款及び規則等の改正を行うとともに、公益法人移行に向けて現行事業や諸規則の検討を継続する。
- (6) 各事業の進捗状況や収支状況を把握し費用等について適正に処理し、会計事務所と連携し適切な事務処理を図る。
- (7) 全宅連が行う各種事業に対し適切な取り組みを行う。
- (8) 熊本地震や熊本豪雨災害の被災者に対し、各行政機関と連携し引き続き支援に努める。